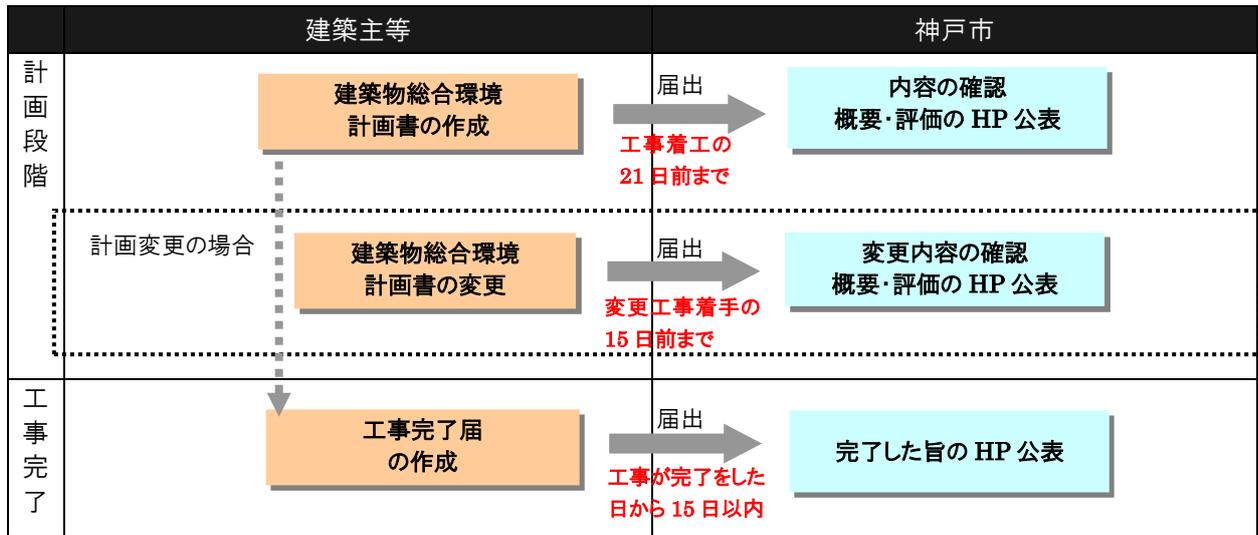


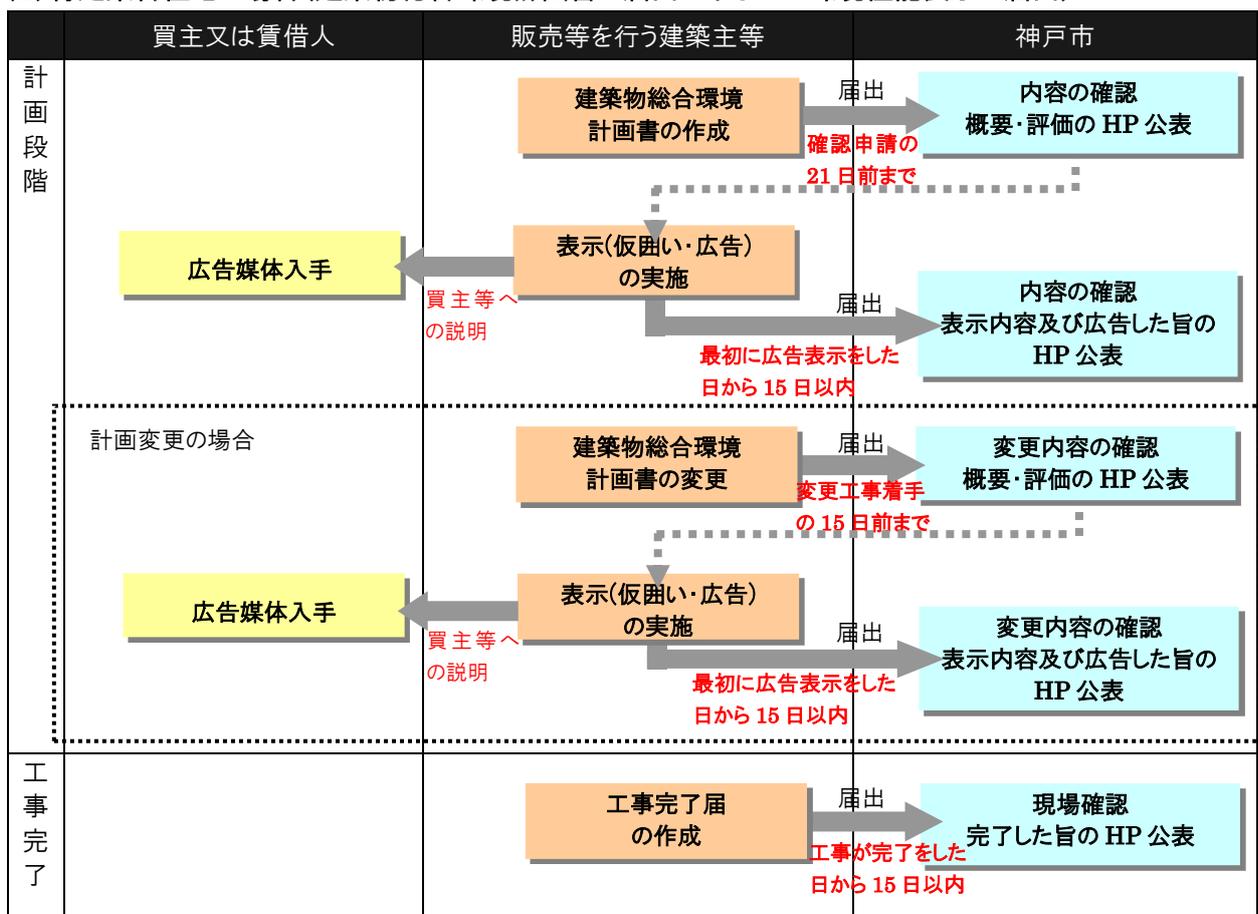
CASBEE 神戸 ver.3 評価マニュアル(抜粋)

1. 届出の流れ

(1) 特定集合住宅以外の特定建築物の場合(建築物総合環境計画書の届出)



(2) 特定集合住宅の場合(建築物総合環境計画書の届出+すまいの環境性能表示の届出)



2. 建築物総合環境計画書の届出内容・・・あわせてマニュアル第二編・第三編をご覧ください d

(1) 建築物総合環境計画書の届出

特定集合建築主以外の特定建築主は工事に着手する 21 日前までに、特定集合住宅建築主は建築確認申

請の 21 日前までに、建築物総合環境計画書(様式第 1 号)に CASBEE 神戸 ver.3 の評価結果等を含む添付図書(「5.届出に必要な図書」(p.エラー! ブックマークが定義されていません。))を参照)を添えて提出してください。(正・副計 2 部)

(2) 建築物総合環境計画書の変更の届出

建築物の設計変更等により既に届出をした内容に変更が生じる場合は、建築物総合環境計画書変更届(様式第 2 号)に必要な図書(「5.届出に必要な図書」(p.エラー! ブックマークが定義されていません。))を参照)を添付して、変更の工事に着手する 15 日前までに提出ください。(正・副計 2 部)

ただし、評価結果(BEE 値、各評価項目レベル)に影響しない変更の場合については、届出の必要はありません。また、特定建築主の住所や特定建築物の名称を変更した場合などは、速やかに変更届を提出してください。

(3) 工事完了の届出

特定建築物の工事が完了した場合は工事完了日から 15 日以内に、特定建築物工事完了届(様式第 3 号)を提出してください。(正・副計 2 部) 完了届には竣工写真(建築物外観 2 箇所、外構 2 箇所 計 4 枚 1 部)及びレベル 4 以上と評価された項目の中から 3 点以上、導入設備のカタログや写真等、環境配慮の取り組みの実施結果が確認できる図書の添付をお願いします。また、すまいの環境性能表示を行った特定集合住宅については、工事完了後に現場確認を行うことがありますので、円滑な実施にご協力をお願いいたします。

3. すまいの環境性能表示の届出内容・・・**あわせて第四編をご覧ください**

(1) すまいの環境性能表示の広告への表示に係る届出

特定集合住宅建築主は、住宅の販売や賃貸の広告の中にすまいの環境性能表示を表示した場合又は販売等受託者によって広告の中に表示された場合には、その最初の表示がなされた日から 15 日以内に、すまいの環境性能表示届(様式第 4 号)に、当該広告やホームページ等を紙に出力したもの又はそれらの写しを添えて提出してください。(正・副計 2 部)

(2) 変更後のすまいの環境性能表示の広告への表示に係る届出

建築物の設計変更等により既に表示した内容に変更が生じ、すまいの環境性能表示を変更して広告の中に表示した場合は、その最初の表示がなされた日から 15 日以内にすまいの環境性能表示変更届(様式第 4 号)に、変更後の広告やホームページ等を紙に出力したもの又はそれらの写しを添えて提出してください。(正・副計 2 部)

届出、問合せ窓口

建築住宅局建築指導部建築安全課指導係(建築環境担当)

神戸市中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル5階

Tel 078-595-6556 Fax 078-595-6663